

## スクールバス添乗業務委託契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、スクールバス添乗業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、別紙、スクールバス添乗業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、スクールバスの添乗を実施し、甲及び乙は児童・生徒の安全を第一に心がけ、信義を守り誠実に本契約を履行するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和7年4月8日から令和8年3月31日までとする。

（添乗経路及び乗降場所）

第3条 添乗経路及び乗降場所は、仕様書のとおりとする。

（安全運転及び注意事項）

第4条 乙は、スクールバスの添乗に当たり、道路交通等の諸法令を厳守し、安全運転に資するよう十分注意しなければならない。

（委託料）

第5条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は金 円  
（消費税及び地方消費税額金 円を含む。）とする。

（契約保証金）

第6条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として、金 円  
を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第8条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（業務内容の変更）

第9条 甲は、学校行事その他の理由で運行日、添乗時刻等を臨時に変更しようとするときは、その変更しようとする日の前々日までに、乙に連絡しなければならない。

（添乗の停止）

第10条 甲は、天災地変その他の乙の責めに帰する事ができない理由により、添乗を停止させることが適当と判断したときは、その期間、添乗を停止させることができる。

(実地調査)

第11条 乙は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査することができる。

(報告書等の提出)

第12条 乙は、契約締結後、速やかに添乗業務に従事する者の氏名、緊急連絡先等について、甲に通知するとともに、毎月の委託業務を終了したときは、遅延なくスクールバス添乗業務従事実績報告書(様式1)を甲に提出し確認を受けなければならない。

(委託料の請求及び支払)

第13条 乙は、前条の規定による甲の確認を受けた後、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

4 支払いの内訳は次の表のとおりとする。

添乗月	請求金額	添乗月	請求金額
令和7年4月		令和7年10月	
令和7年5月		令和7年11月	
令和7年6月		令和7年12月	
令和7年7月		令和8年1月	
令和7年8月		令和8年2月	
令和7年9月		令和8年3月	

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

(4) 乙の役員等(乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第18条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第19条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮 崎 県  
宮崎県立児湯るびなす支援学校  
校 長

乙